

平成 17 年 1 月 31 日

各 位

株式会社 りそなホールディングス
(コード番号 8308)

りそな信託銀行株式会社との株式交換契約書の締結について

株式会社りそなホールディングス(社長 川田憲治)は、本日、平成 16 年 12 月 27 日付締結の「株式交換に関する覚書」の趣旨に基づき、その傘下銀行であるりそな信託銀行株式会社(以下「りそな信託銀行」)との間で、当社を完全親会社とし、りそな信託銀行を完全子会社とする株式交換契約書の締結を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式交換の日程

平成 17 年 1 月 31 日 株式交換契約書の締結
平成 17 年 2 月 17 日 りそな信託銀行株式交換契約承認株主総会(臨時株主総会)
平成 17 年 3 月 22 日 株式交換の日

(注) 当社は、商法第 358 条第 1 項(簡易株式交換)の規定により株主総会における承認決議は予定しておりません。

2. 株式交換比率

	りそなホールディングス	りそな信託銀行
株式交換比率	1	2,100

(注) (1)りそな信託銀行の株式 1 株に対し、当社の普通株式 2,100 株を割当交付します。但し、当社が保有するりそな信託銀行の株式については割当交付を行いません。

(2)株式交換比率の算定は、その公平性及び妥当性を確保する観点から、第三者機関である株式会社 GMD コーポレートファイナンスに株式交換比率案の算定を依頼し、その算定結果を参考とし、当事会社間で協議した結果、上記のとおり合意いたしました。

(3)株式会社 GMD コーポレートファイナンスは、株式交換比率算定の基礎となる一株当たり株主価値の指標値として、当社の普通株式の評価については市場株価方式による分析を実施し、また、りそな信託銀行の株式の評価については DCF (ディスカунテッド・キャッシュ・フロー) 方式、類似

会社比準方式、修正純資産方式及び取引事例による分析を実施し、その分析結果を総合的に勘案して株式交換比率案を算出しました。

(4)株式交換においては、新株の発行に代えて、自己株式(普通株式)52,500,000株を割当交付いたします。

3. 増加すべき資本金の額

当社は株式交換に際し資本金を増加いたしません。

4. 株式交換交付金

当社は株式交換に際し株式交換交付金は支払いません。

以上